

平成28年2月29日

規制改革会議 健康・医療WG
厚生労働省提出資料

資料2-3

健康・医療WG委員からの主なご意見 に対する回答(概要)

平成28年2月29日
厚生労働省保険局

健康・医療WGからの主なご意見に対する回答(概要)

WG委員からの主なご指摘・ご意見		(該当箇所)
<p>【総論】 医療保険制度の根幹である医療費の円滑で適切な審査・支払は維持しつつ、効率的な組織・体制の在り方を検討すべき。</p>	<p>厚生労働省検討会を設置し、審査支払機関が本来果たすべき役割や機能、組織の在り方について、費用対効果の検証を踏まえつつ、法律改正も視野に、ゼロベースで検討する。</p>	<p>1①～③ 7②③</p>
<p>【各論①】審査体制の在り方 審査支払機関以外の者が担うことが適切なものは何か。どういう機能は審査支払機関に残さざるを得ないか。</p>	<p>現在、レセプトが社保と国保で分かれて請求されるため、審査機関は地域医療の全体を把握できず、審査の地域間格差に影響している。 →支払基金職員と国保連職員との協働・連携による共通の点検システムについて検討する。</p>	<p>1②</p>
<p>【各論②】審査業務の効率化 残さざるを得ない機能があるとして、ICTの活用により、業務効率化、コスト削減の徹底、審査の高精度化が実現できないか。</p>	<p>現在、審査業務は①コンピューターチェック、②職員による点検、③審査委員の審査、④審査委員会の決定を経るが、ICTを活用した業務の徹底した効率化を検討する。 → 例えば、オンライン上での審査体制、審査基準の情報開示など</p>	<p>2①～④ 4①② 7①</p>
<p>【各論③】組織のガバナンス・審査の統一化等 業務効率化等を踏まえ、本部・支部の関係はどうあるべきか。審査支払機関が担うべき新たな業務はどうあるべきか。</p>	<p>業務の効率化を踏まえて、職員配置のブロック単位化、審査の統一化を検討する。さらに、医療費分析、データヘルスなど、保険者機能を支援する新たな業務についても検討する。</p>	<p>3①② 4③ 5①② 6①② 7④</p>

平成 28 年 2 月 29 日
厚生労働省保険局

第 43 回健康・医療ワーキング・グループ（平成 28 年 1 月 21 日開催）の資料 1 において提示された第 40 回から第 42 回までの同ワーキング・グループにおける「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」に関する主な意見に対して、以下のとおり回答いたします。

1. 改革の方向性に関するご指摘・ご意見

- ① 支払基金法を改正し、支部の集約を含む組織体制の抜本的見直しを通じて、コストの削減とより効果的・効率的なサービス提供を実現すべきではないか。
- ② レセプトが電子化されたにも関わらず、支払基金における ICT の活用状況は不十分であることから、支払基金ありきではなくレセプト審査の各業務を誰が担うべきかを含め、審査業務の在り方をゼロベースで検討すべきではないか。
- ③ 審査委員の確保が困難な支部や専門分野がある現状を踏まえ、従来の各支部での審査体制にこだわることなく、支部の集約やオンライン上で審査を行う仕組みなどを平成 32 年度のシステム刷新に向けて整備する等、抜本的な取り組みをすべきではないか。

（回答）

- ご指摘の通り、医療保険における審査支払機関が本来果たすべき役割や、それに応じた機能、組織の在り方をゼロベースで検討する必要があると考えている。
- したがって、厚生労働省内に学識有識者による検討会を設置し、
 - ① 審査支払機関の外にある方が効率的な業務は何か。審査支払機関には、どういう機能を残さざるを得ないか。
 - ② 仮に残さざるを得ない機能があるとして、ICT の抜本的活用により、業務効率化、コスト削減の徹底、審査の高精度化が実現できないか。
 - ③ 業務効率化等を踏まえた上で組織のガバナンス体制はどうあるべきか。について、費用対効果の検証も踏まえつつ、現行法規制の在り方の見直しも視野に入れて、ゼロベースで検討する。
- 特に、審査業務の在り方をゼロベースで検討するにあたり、職員の点検事務のノウハウを統一化し、審査の地域差の解消、全国統一的な判断基

準を実現する観点から、支払基金職員と国保連職員との協働連携による共通化した点検システムについて、検討する。

- なお、厚生労働省に設置する検討会は、ICTによる業務効率化の専門家など、専門性の高い外部の有識者による検討会とし、事務局は厚生労働省が行う。(支払基金は構成員とせず、事務局にも含まない)

2. 審査の在り方に関するご指摘・ご意見

- ①患者の個別性や医療の裁量の余地は医師が判断するものである一方、そのサポート業務に専属の職員がかかりきりになる必要性があるのかを含め、職員の関与の在り方について見直す余地があるのではないか。
- ②現状は目視で行われているレセプト審査の事務作業について、業務プロセスの簡素化や審査の高度化に対応したフォーマットの見直しなどによりコンピュータ化が可能ではないか。
- ③医師による審査も含め審査全体について、合議の仕組みや事務との連携、セキュリティの確保も含めたインフラなど、ICTを活用したネットワーク環境を整備すれば、支部の集約化や審査の更なる効率化は可能ではないか。
- ④健保組合のレセプトについて、支払基金の審査後に保険者が行う点検を契機とする査定額が査定額全体の約 17%を占めることから、保険者にも相応の事務点検能力があるのではないか。

(回答)

- 審査支払機関に残さざるを得ない審査業務があるとしても、各都道府県単位ではなくブロック拠点単位における職員の集約化を見据えて、ICTの抜本的活用による最大限の効率化、不要・非効率な業務の見直し、審査の高精度化を実現するため、ご指摘の合議の仕組みや職員と審査委員・審査委員会との連携・補助業務の簡素化、効率化、オンライン上の審査体制などについて、厚生労働省内検討会において検討する。
- また、審査の透明性の向上や、医療機関や保険者の理解促進、審査の統一化を図る観点から、コンピューターチェック項目の情報開示等を通じた保険者による事務点検についても検討する。
- なお、ICTの活用による業務の更なる簡素化、効率化の方向性に

については、今年4月頃を目処に整理する考えである。

3. 拠点の在り方に関するご指摘・ご意見

- ①高額な医療費のレセプト審査は、今でも1カ所の特別審査委員会で既に行われており、支部を集約しても審査の質は確保できるのではないかと。
- ②現行の医師の審査の前段階の事務は、都道府県ごとである必要はないのではないかと。特に、コンピュータチェックなど人手を要しない作業は、1か所に集約すべきではないかと。

(回答)

- 支払基金職員と国保連職員との協働連携による共通化した点検システムの検討をはじめ、審査体制のあるべき姿、ICTの抜本的活用による業務効率化等の見通しを踏まえた上で、審査体制のガバナンスの在り方(本部・支部という業務拠点も含めて職員配置・システム体制の在り方)、事務費負担の在り方等について、検討する。
- なお、審査体制の在り方、組織のガバナンスの在り方の方向性については、今年夏を目処に中間取りまとめを行う考えである。

4. コンピュータチェックの高度化に関するご指摘・ご意見について

- ①産業界ではクラウドコンピューティングのデータ処理をし、AIを使って各事業分野をどう効率的かつ質を高めていくかという流れにあり、レセプト審査においても最先端のICTを活用して、審査の効率化と質の高度化を追求すべきではないかと。
- ②査定において、病名漏れや、検査が抜けているなどのケアレスミスが多く見られることから、医療現場における入力段階でのケアレスミスを防ぐための対策をとり保険請求の前にミスがチェックされるようにすれば、効率化するのではないかと。
- ③そのためには、基金は、コンピュータによる審査基準を統一し、審査において必須となる項目などを、医療機関及び保険者に対して「開示」するべきではないかと。

(回答)

- 「2. 審査の在り方に関するご指摘・ご意見」に対する回答のとおり。
費用対効果の検証を踏まえて、請求段階でのチェックシステムのさらなる高精度化、コンピューターチェックの高精度化、過去事例を継続的にコンピューターチェックに反映する仕組み等について検討する。

5. 審査の統一性の確保に関するご指摘・ご意見

- ①地域性に過度に配慮し過ぎるのは好ましくなく、国民皆保険の中で、給付の範囲が地域によって異なるという現状が残っており、統一性を確保することが必要ではないか。
- ②専門的な手術や特殊な病態の治療についての審査は、適切に審査できる審査委員が限られるため、都道府県毎の審査では公平性が保てないのではないか。

(回答)

- これまで支払基金では、いわゆる支部間格差の解消に向けて、専門分野別ワーキング・グループの編成をはじめ、審査委員会の機能強化、審査の差異の分析評価、審査充実全体会議の開催などの取組を進めており、引き続き着実に実施していく考えである。
- その上で、厚生労働省内の検討会において審査業務の在り方をゼロベースで検討するにあたり、職員の点検事務のノウハウを統一化し、審査の地域差の解消、全国統一的な審査体制を実現する観点から、支払基金職員と国保連職員との協働連携による共通化した点検システムについて、検討する。
- さらに、ICTを活用した徹底した業務効率化等による職員配置のブロック拠点化を通じて、審査の地域差の解消についても検討する。

6. 業務の拡大に関するご指摘・ご意見

- ①電子化の進展やデータ活用の重要性が増す中、診療報酬に関するものに限定されている支払基金の業務範囲を拡大し、時代のニーズに合致したものに変えていくべきではないか。特に、保険者が求めている療養費（柔道整復、鍼灸等）の審査・支払業務などに積極的に取り組むべきではないか。
- ②業容を拡大し、支払基金の事務費のうち診療報酬部分の比率を低くしていき、審査に係る委託料を下げっていく流れをつくる必要があるのではないか。

(回答)

- 療養費の審査・支払事務については、平成 27 年国保法等改正により、支払基金が実施するための法律上の根拠は手当てしたところ。
- 療養費に限らず、審査支払機関が有する分析ノウハウと ICT の活用を通じて、地域の医療費分析や保険者による被保険者の健康管理等、時代のニーズにあった新たな保険者支援サービスができないか、韓国・HIRAの取組事例なども参考に、検討する。

7. 事務費やガバナンスの在り方に関するご指摘・ご意見

- ①レセプトの電子化で、医師による審査委員会以外の事務作業は大幅な効率化ができるはずであるにもかかわらず、各都道府県支部の建物・人・什器備品などの維持コストが事務費の多くを占めており、コスト削減が不十分ではないか。
- ②支払基金の事務費は保険者との民同士の契約による取り決めであるにも関わらず、事務の執行に要する費用を提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させるという規定が法律上残されているが、法律で規定する必要はないのではないか。
- ③厚生労働省は、支払基金への監督権限があるにも関わらず、民間法人であることを理由に必ずしも積極的にかかわろうとしていないのではないか。
- ④支払基金における ICT の活用状況は、産業界の流れとはかけ離れており、現体制のままでは問題は解決せず、何らかのガバナンス上の工夫が必要ではないか。

(回答)

- 「1. 改革の方向性に関するご指摘・ご意見」に対する回答のとおり、厚生労働省内の検討会において、医療保険における審査支払機関が本来果たすべき役割や、それに応じた機能、組織の在り方、ICTを活用した業務の更なる効率化について、費用対効果の検証を踏まえつつ、現行の法規制の在り方の見直しも視野に入れて検討する。
- その中で、手数料設定に関する法規制についても、新たな組織や業務の姿、業務効率化等の整理を踏まえた上で、検討する。